

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案 要綱

第一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律等の廃止

次に掲げる法律は、廃止すること。

(本則関係)

1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

2 特定複合観光施設区域整備法

第二 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日の翌日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

(附則第二条から第十三条まで関係)